

環境活動レポート

活 動 期 間

(令和4年11月～令和5年10月)

発行日 令和5年11月15日

徳島段ボール株式会社

目 次

目次	1 頁
事業所の概要	2 頁
認証・登録の対象範囲	2 頁
徳島段ボール組織図	3 頁
環境経営方針	4 頁
環境経営目標【中長期】	5 頁
環境経営目標とその実績	6 頁
実績グラフ	7～10 頁
環境経営計画と実施結果	11 頁
取り組み状況の評価と見直し	12 頁
次年度の環境経営計画	13 頁
環境関連法規等の遵守状況確認並びに違反、 訴訟等の有無	14 頁
代表者による全体の評価と見直し・指示	15 頁

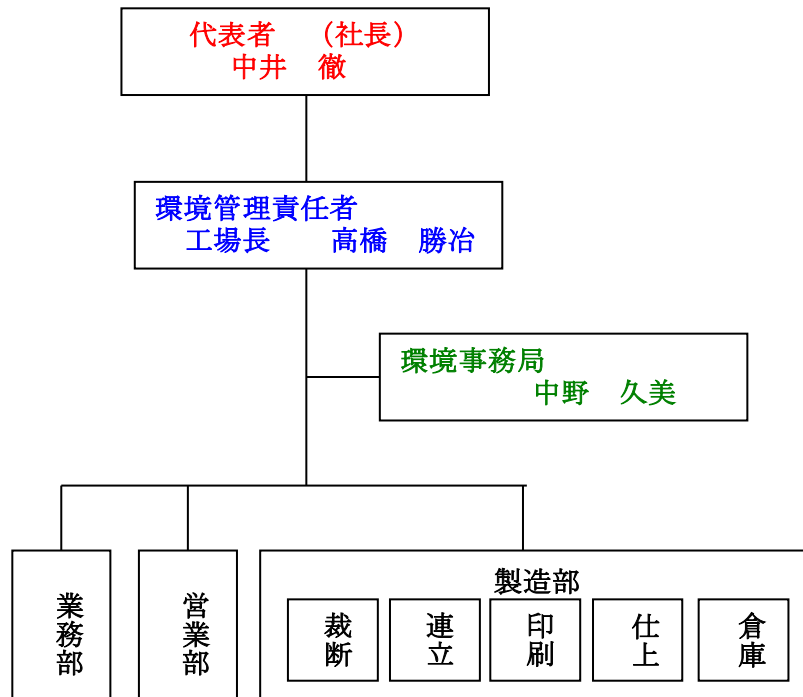
事業所の概要

会社名	徳島段ボール株式会社
代表者名	代表取締役 中 井 徹
●本社所在地 〒770-0873 徳島県徳島市東沖洲1丁目5-7 TEL 088-664-6088 FAX 088-664-6087 ●末広倉庫所在地 〒770-0866 徳島県徳島市末広4丁目7-18	
事業の概要	段ボールケースの製造、販売、 紙器・包装資材・機械の販売
事業規模	年間生産量 433218枚【令和5年度実績】 従業員 15名 工場建物延べ床面積 2800㎡ 末広倉庫延べ床面積 340㎡
環境保全関係の 責任者氏名 及び連絡先	環境管理責任者氏名 製造部 : 高橋 勝冶 環境管理担当者氏名 業務部 : 中野 久美 連絡先 TEL【088-664-6088】 FAX【088-664-6087】

認証・登録の対象範囲

- 全組織・全活動（上記事業所の概要に示す。）

徳島段ボール株式会社環境経営システム組織図



	役割・責任・権限
☆社長	①環境経営に関する統括責任を行う ②環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、技術者等を用意する ③環境管理責任者を任命する ④環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知する ⑤環境目標の設定を承認する ⑥代表者による全体の評価と見直しを実施する ⑦経営における課題とチャンスを確認にする
☆環境管理責任者	①環境経営システムを構築し、実施し、管理する ②「環境関連法規チェックリスト」を承認する、遵守評価を実施する ③環境経営計画を承認する ④環境活動の取組結果を代表者へ報告する ⑤教育訓練（緊急事態を含む）の実施を指示する ⑥是正予防処置を決定・指示する
☆環境事務局	①環境管理責任者の事務局 ②環境への負荷の自己チェックと環境への取組の自己チェックを行う ③「環境関連法規チェックリスト」を作成する、遵守評価の結果をまとめる ④環境経営目標・環境経営計画原案を作成する ⑤環境経営目標・環境経営計画の実績集計を行う ⑥環境関連の外部コミュニケーションの窓口とする
☆部門長	①自部門における環境経営システムの実施 ②自部門における環境経営方針の周知を行う ③自部門の従業員に対する教育訓練を実施する ④自部門に関する環境経営目標と環境経営計画の実施、達成状況を報告する ⑤特定された項目の手順書作成及び運用管理を行う ⑥自部門の緊急事態対応の為の手順書作成、テスト・訓練の実施結果を記録する ⑦自部門の問題点の発見、是正、予防処置をとる
☆全従業員	①環境経営方針を理解し環境への取組の重要性を自覚する ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する

環境経営方針

■ 基本理念

徳島段ボール株式会社は、深刻化する地球温暖化が、人類共通の重要な課題の一つであることを認識し、段ボールケースの製造、販売等の事業活動における環境負荷の低減を図るべく、全従業員に周知し、環境負荷の低減に取り組めます

■ 行動方針

徳島段ボール株式会社は、事業活動とその製品が与える環境負荷を低減するために、次の方針に基づき、環境経営の継続的改善を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 環境管理重点テーマとして具体的に下記の項目に取り組めます。

- ① 二酸化炭素排出量の削減
- ② 水道使用量の削減
- ③ 一般廃棄物の削減
- ④ 産業廃棄物の削減
- ⑤ クレームによる商品廃棄件数の削減
- ⑥ 工場周辺の清掃等、社会貢献

これらについて、目標計画を定め、定期的に見直しを行い継続的な環境改善に努めます。

2. 環境関連法規制や、徳島県条例、徳島市条例、その他を遵守します。

3. 魅力ある職場づくりを推進します。

4. この環境経営方針を全従業員に周知し、環境経営レポートとして取りまとめ社外へも公表します。

制定日 平成22年 11月 5日

改訂日 平成30年 11月 1日

徳島段ボール株式会社

中 井 徹

環境経営目標【中長期】

●環境経営目標

☆中長期

重点テーマ	単 位	令和 1 年度 30 年 11 月～ 1 年 10 月 実績【基準値】	令和 5 年度 目 標 基準値の△5%	令和 6 年度 目 標 基準値の△6%	令和 7 年度 目 標 基準値の△7%
①二酸化炭素排出量	kg・CO2	86548	82221	81355	80490
ガソリン	ℓ	4663	4430	4383	4337
軽油	ℓ	7081	6727	6656	6585
②水道使用量	m ³	247	235	232	230
③一般廃棄物	kg	2198	2088	2066	2044
④産業廃棄物	kg	690	656	649	642
⑤クレームによる 商品廃棄件数	件	47	44	44	43
⑥工場周辺の清掃	回数	4	4	4	4

※電力の排出係数 0.529 kg-CO2/kWh（四国電力平成 28 年度実績 調整後排出係数）を使用

※重点テーマである①②③⑤の項目については削減目標とした。

※⑥については、維持目標とした。

※④については、令和 1 年度の実績を基準値として設定した。

環境経営目標とその実績【令和 5 年度】

(令和 4 年 11 月～令和 5 年 10 月)

重点テーマ	単 位	目 標 基準値の△5%	実 績	達成率
①二酸化炭素排出量	kg-CO2	82221	69952	118%
ガソリン	ℓ	4430	4499	98%
軽油	ℓ	6727	6801	99%
②水道使用量	m ³	235	174	135%
③一般廃棄物	kg	2088	5196	40%
④産業廃棄物	kg	656	780	84%
⑤クレームによる 商品廃棄件数	件	44	28	157%
⑥工場周辺の清掃	回数	4	4	100%

※電力の排出係数 0.529 kg-CO2/kWh（四国電力平成 28 年度実績 調整後排出係数）を使用

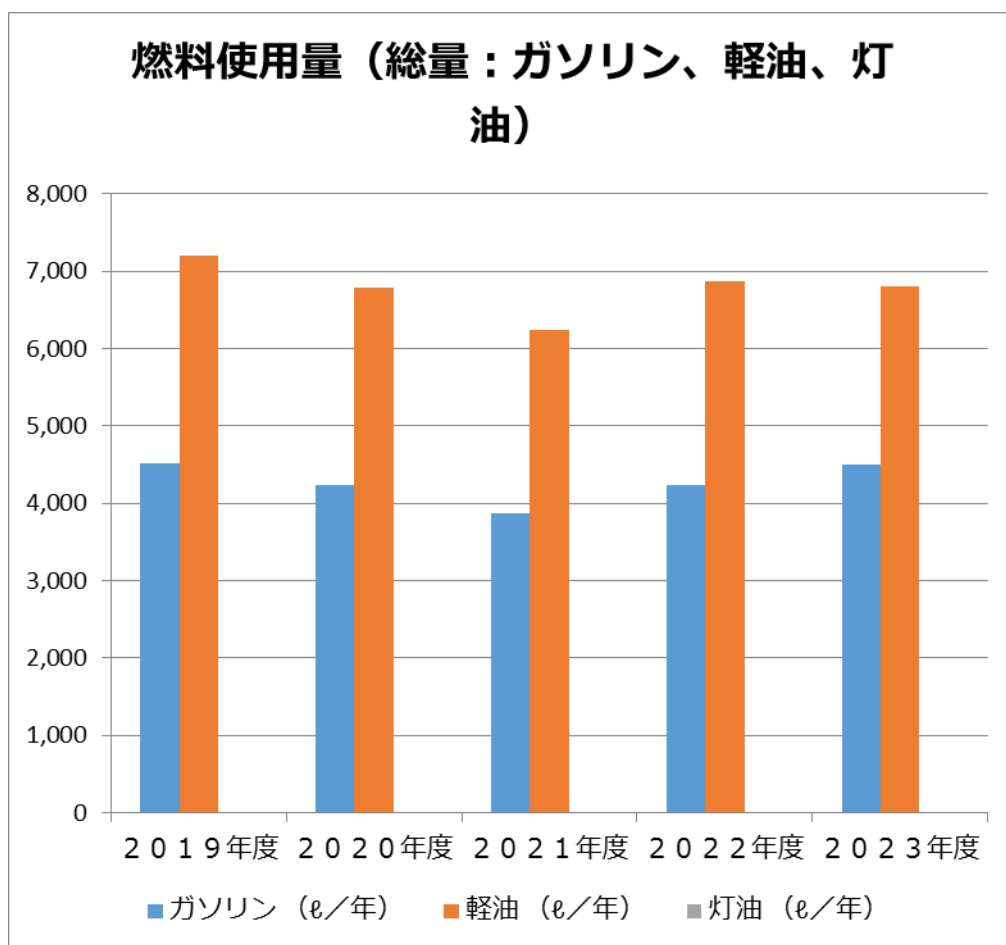
※重点テーマである①②③⑤の項目については削減目標とした。

※⑥については、維持目標とした。

※④については、令和 1 年度の実績を基準値として設定した。

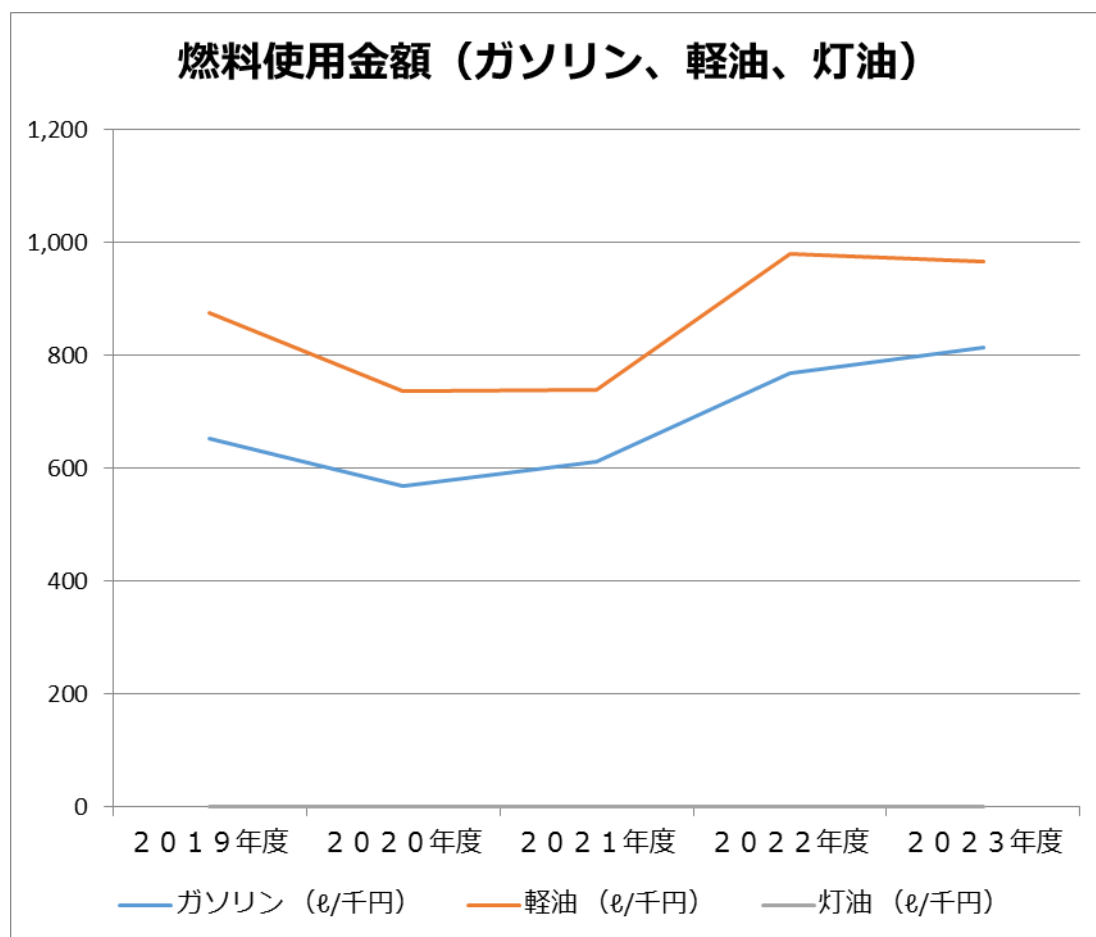
燃料使用量（総量：ガソリン、軽油、灯油）
単位：ℓ／年

年度	ガソリン (ℓ／年)	軽油 (ℓ／年)	灯油 (ℓ／年)
2019年度	4,511	7,208	
2020年度	4,240	6,782	
2021年度	3,864	6,243	
2022年度	4,238	6,869	
2023年度	4,499	6,801	



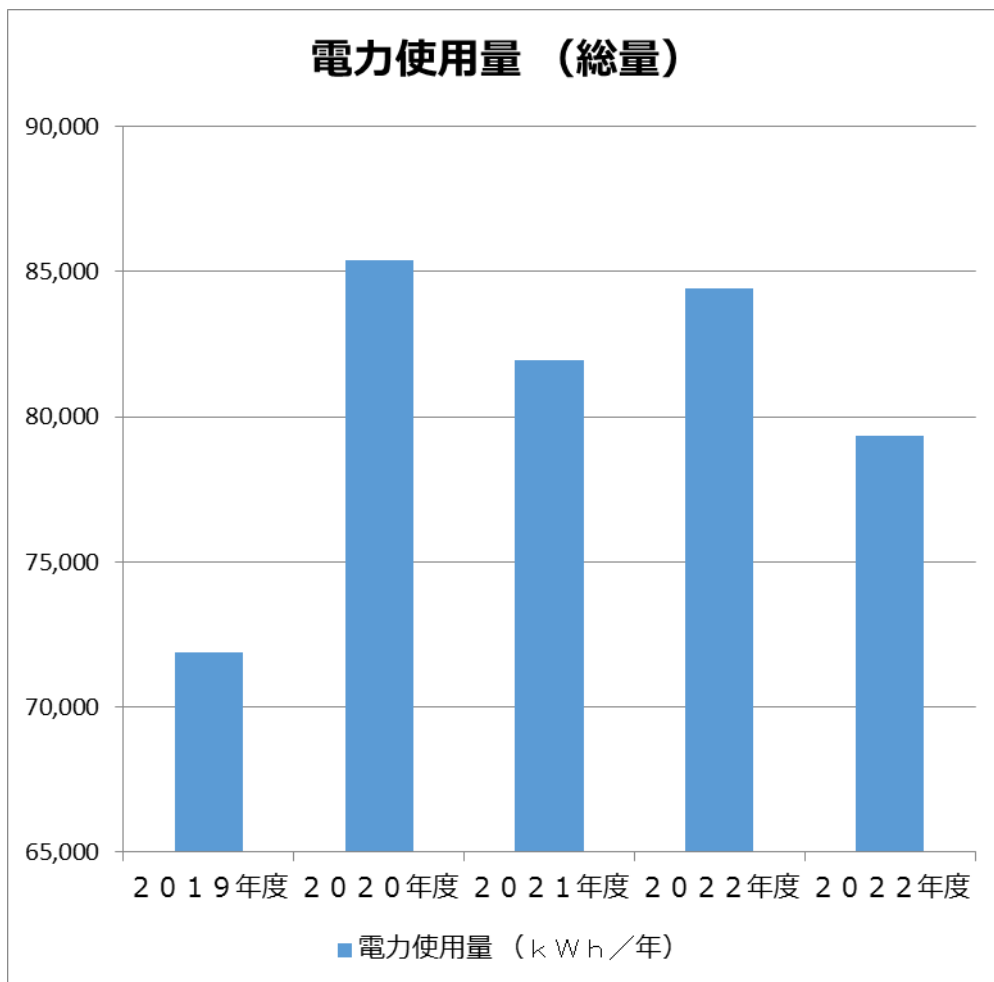
**燃料使用金額（ガソリン、
軽油、灯油）**
単位：
千円

年度	ガソリン (ℓ/千円)	軽油 (ℓ/千円)	灯油 (ℓ/千円)
2019年度	653	876	
2020年度	569	737	
2021年度	612	740	
2022年度	768	981	
2023年度	815	967	



電力使用量(総量:kWh/年)

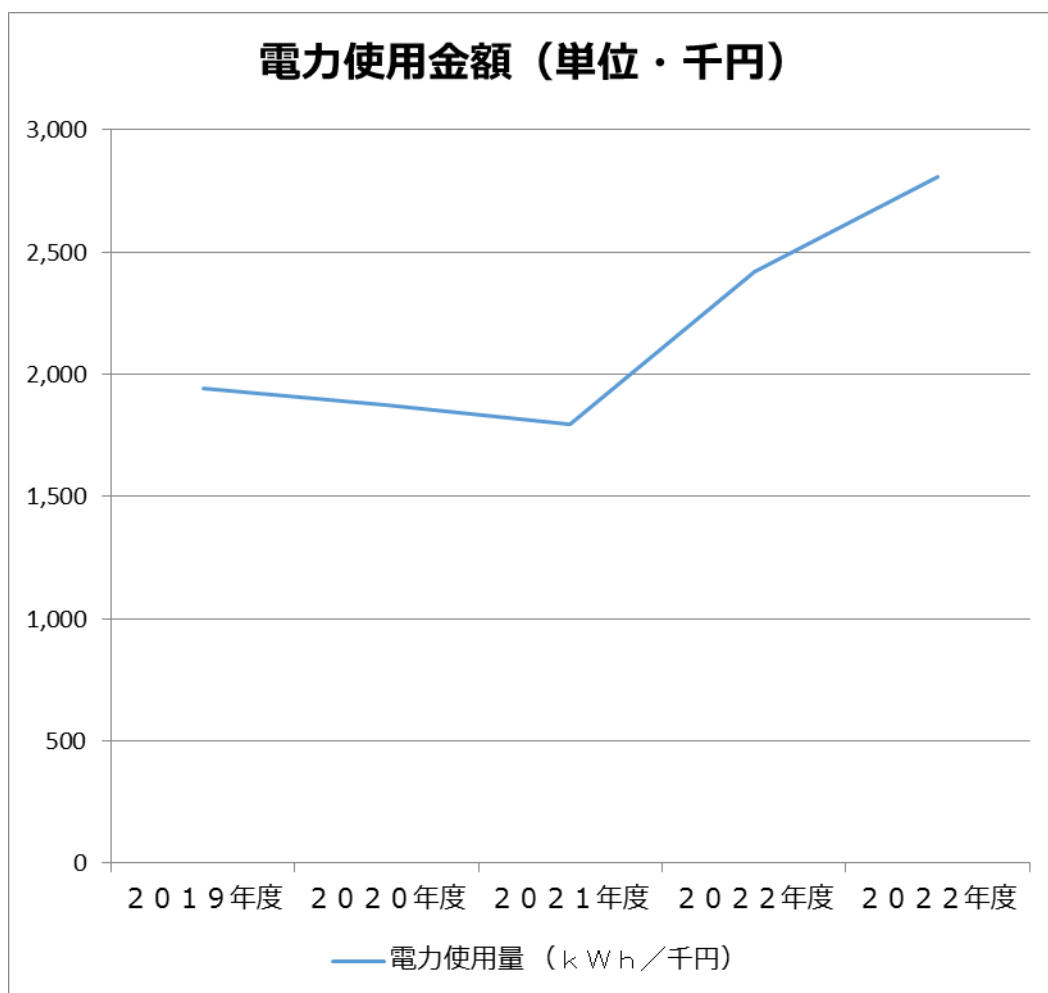
年度	電力使用量 (kWh/年)
2019年度	71,890
2020年度	85,408
2021年度	81,958
2022年度	84,411
2022年度	79,334



電力使用金額

(単位:千円)

年度	電力使用 量 (kWh／ 千円)
2019 年度	1,943
2020 年度	1,872
2021 年度	1,795
2022 年度	2,422
2022 年度	2,807



環境経営計画と実施結果（令和5年度）

活動期間【令和4年11月～令和5年10月】

重点テーマ	具体的な取り組み	担当者	スケジュール												達成状況	評価・指示
			11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
①二酸化炭素排出量の削減	夏場の冷房温度を28℃程度で管理する (28℃を超えないように)	事務部門長													○	徹底して室温管理を行った。
◆電力使用量の削減	冬場の暖房温度を22℃程度で管理する	事務部門長													○	室温管理を徹底した。
	照明機器の掃除を年1回する	製造部門長													◎	照明機器の掃除を行った。
	コピー機等不使用時等の電源オフ	事務部門長													○	こまめに電源オフを行った。
	コピー機のリセットでミスコピー防止	製造部門長													○	リセットの確認を確実にした。
	工場機械等の電源オフ	製造部門長													○	確実に電源オフを実施した。
◆燃料使用量の削減	車・リフトのアイドリングストップの徹底	営業部門長													○	概ね出来ていた。
	配送先までの最短距離を目指す	事務部門長													○	最短距離に近づけた。
②水道使用量の削減	節水マークを貼り、こまめに蛇口をしめる	事務部門長													◎	出来ていた。
③一般廃棄物排出量の削減	一般廃棄物の分別の徹底	事務部門長													○	概ね出来ていた。
④産業廃棄物の削減	マニフェストによる適正処理を徹底する	事務部門長													○	エコ商品機器の購入を推進した。
⑤クレームによる商品廃棄件数削減	各部署でのチェック、1つ前工程でのチェックの徹底	製造部門長													○	毎月目標を設定し取り組んだ。
	チェック回数を増やしもれをなくす	事務部門長													◎	もれがかなり減った。
⑥工場周辺の清掃等社会貢献	工場周辺の草抜き、ゴミ拾い	製造部門長													○	集中環境整備において実施。

達成状況 ◎:十分できている ○:ほぼできている △:まだ不十分である ×:できていない

取り組み状況の評価と見直し

1. 二酸化炭素排出量の削減

●電力使用量の削減

- ☆ 冬場の暖房温度を 22 度、夏場の冷房温度を 28 度に設定し、コピー機、工場機械等の不要な照明の消灯、電源オフの徹底を行うとともに、待機電力の削減も徹底した結果、目標を達成することができたが、電気代高騰の為更なる節電を心がけたい。

●燃料使用量の削減

- ☆ 車、リフト等のアイドリングストップの徹底、取引先への最短ルート of 配達を徹底したことによりほぼ目標を達成することができた。
ガソリン代、軽油代共に高騰しているので更なるエコドライブの徹底を行う。

2. 水道使用量の削減

- ☆ こまめに蛇口をしめるよう呼びかけを行い、エコ標識を貼り従業員のエコ意識の向上に努めた結果目標を達成することができた。
今後も取り組みを継続していく。

3. 一般廃棄物の削減

- ☆ 再資源化ごみの持ち込み量が増え、目標を達成できなかった。
分別の徹底とできる限りリユース・リサイクルを心掛け、ごみを減らすよう努めるとともに、実態にあった目標値の設定し直しを検討する。

4. 産業廃棄物の削減

- ☆ 前年度から目標を設定した。前年度は廃棄物が少量であった為、今年度にまとめて廃棄処理を行った結果、目標を達成できなかった。処理時はマニフェストで適正処理を行った。なお、今後、毎年、排出量を把握・記録し、目標の達成状況を確認する。

5. クレームによる商品廃棄件数の削減

- ☆ 毎日クレーム会議を行いクレーム件数の削減に取り組んだ。
前期よりチェック回数を増やしチェック漏れの無いよう対策した。
今までとは水準を変えてクレームを深く掘り下げて細かく分析していった結果徐々にクレーム件数も減ってきた。
これからも全社員が一丸となって取り組んでいきたい。

6. 工場周辺の清掃等、社会貢献

- ☆ 工場内外の清掃に力をいれて草抜き、ごみ拾い等を実施した。

次年度の環境経営計画（令和6年度）

重点テーマ	具体的な取り組み	担当者	スケジュール											
			11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
①二酸化炭素排出量の削減	夏場の冷房温度を28℃程度で管理する	事務部門長												
◆電力使用量の削減	冬場の暖房温度を22℃程度で管理する	事務部門長												
	照明機器の掃除を年1回する	製造部門長												
	コピー機等不使用時等の電源オフ	事務部門長												
	コピー機のリセットでミスコピー防止	製造部門長												
	工場機械等の電源オフ	製造部門長												
◆燃料使用量の削減	車・リフトのアイドリングストップの徹底	営業部門長												
	配送先までの最短距離を目指す	事務部門長												
②水道使用量の削減	節水マークを貼り、こまめに蛇口をしめる	事務部門長												
③一般廃棄物排出量の削減	一般廃棄物の分別の徹底	事務部門長												
④産業廃棄物の削減	マニフェストによる適正処理を徹底する	事務部門長												
⑤クレームによる商品廃棄件数削減	各部署でのチェック、1つ前工程でのチェックの徹底	製造部門長												
	チェック回数を増やしもれをなくす	事務部門長												
⑥工場周辺の清掃等社会貢献	工場周辺の草抜き、ゴミ拾い	製造部門長												

環境関連法規等の遵守状況確認並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の確認及び評価の結果は下表のとおりです。

区分	法令又は条例	法律	条例	規制内容（概要）	遵守評価
環境一般	環境基本法 平成 5 年法律第 91 号 平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 50 号	○		・事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。 ・製品が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する。再生資源等を利用する。 ・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する。	レ
	グリーン購入法 → 平成 12 年法律第 100 号 平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号	○		(国等の環境物品等の調達に関する法律) ・できる限り環境物品を選択する。	レ
地球環境	地球温暖化対策の推進に関する法律 平成 10 年法律第 117 号 平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 45 号	○		・事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制のための措置を講ずるように努める。また、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力する。	レ
	フロン排出抑制法 平成 13 年法律第 64 号 平成 30 年 7 月 4 日法律第 69 号			・判断基準に基づく措置の実施 簡易点検・1 回以上/3 ヶ月 フロン類漏洩箇所の修理 故障等に係る点検及び修理 点検及び整備に係る記録の保存	レ
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和 45 年法律第 137 号 平成 29 年 6 月 16 日号外法律第 61 号	○		・委託基準の遵守 産業廃棄物処理委託契約の締結、許可証の確認 ・マニフェストの交付と 5 年間の保存義務 (A,B2,D,E) ・B2、D票交付から 90 日以内（特別管理産業廃棄物は 60 日以内）E 票 180 日以内に送付されない場合は 30 日以内に都道府県知事に報告する。 ・マニフェスト交付者は、事業場ごとに前年度の交付状況を 6 月 30 日までに知事に報告する。 ・年間 1000 トン以上発生する事業者は減量化計画を 6 月 30 日までに知事に届ける。 ・保管基準の遵守 掲示板設置（廃棄物の種類・責任者の明示等）	レ
全般	徳島県生活環境保全条例 平成 17 年 3 月 30 日条例第 24 号		○	・廃棄物の抑制 ・原材料の循環的使用 ・再生品の使用	レ
	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 平成 28 年 10 月 31 日条例第 57 号		○	・環境マネジメントシステムの導入 ・製造等における温室効果ガスの排出抑制	レ
	徳島市環境保全基本条例 平成 15 年 3 月 24 日条例第 8 号		○	・資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量	レ

環境関連法規制等の逸脱はありませんでした。

また、過去３年間にわたって、関係当局による違反等の指摘や訴訟もありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

実施日：令和５年１１月１５日

活動期間：令和４年１１月～令和５年１０月

代表者 中井 徹

１．環境経営方針：

変更なし ５年間の運用を経て基本的な環境活動の定着が見られたため
平成３０年１１月１日で環境方針を改定した。併せて中長期目標を
作成し継続的改善を実現していきたい。

２．環境経営目標・環境経営計画：

変更あり
一般廃棄物の削減について、目標値の設定し直しを含め、対応策を検討すること。
なお、クレームによる商品廃棄件数の削減については、工場でのロス・ミスを減らすことにより、お客様によりこんで頂ける商品を提供することがクレームの削減になり、商品廃棄量も減らせると考え取り組んできたところ。クレームを細分化し分析を続けた結果、徐々に効果が現われ、クレーム件数も大幅に減少した。毎月クレーム件数の目標を立て、昼礼で結果報告をして意識の向上を図っており、チェック漏れをなくし更なるクレーム件数削減と質の向上を目指していく。

２．経営システムの各要素：

変更なし

４．実施体制：

変更なし

５．その他：

特になし